

第1回北九州市PCB処理監視委員会議事要旨

1 開催日時 平成14年2月14日(木) 10:30~12:35

2 開催場所 小倉リーセントホテル 2階「玄海」

3 会議次第

(1) 環境局長あいさつ

(2) 出席者紹介

ア 委員

イ 顧問

ウ 環境省

エ 環境事業団

オ 関係行政機関

カ 事務局

(3) 北九州市PCB処理監視委員会について

(4) 議事

ア これまでの経緯について

イ 北九州PCB廃棄物処理事業について

ウ 今後の活動について

4 出席者

(1) 委員

浅岡 佐知夫 委員

柿内 よし子 委員

嶋津 元彦 委員

津田 潔 委員

東 敏昭 委員

水城 秀信 委員

稲永 勝 委員

是永 逸生 委員

杉本 旭 委員

成田 裕美子 委員

古野 和彦 委員

吉永 耕二 委員

(2) 顧問

浅野 直人 顧問

(3) 環境事業団

理事 長尾 梅太郎

環境保全・廃棄物事業部長 鍋木 儀郎

建設管理室長 倉持 徹也

処理技術室長 山本 昌宏

北九州事業所長 吉本 範男

北九州事業所管理課長 齊藤 寛

北九州事業所業務課長 水取 周隆

(4) 関係行政機関

環境省産業廃棄物課課長補佐 権藤 宗高
北九州西労働基準監督署安全衛生課長 山田 一成
若松海上保安部警備救難課長 小林 三郎
福岡県環境部廃棄物対策課長 脊戸 俊介
北九州市

消防局指導課長 土谷 東洋
警防課長 吉原 伸二
環境局廃棄物指導課長 原口 清史
環境対策課長 安田 和彦
港湾局計画課計画第二係長 本松 俊之
若松区まちづくり推進課長 西釜 祥晃

(5) 事務局(北九州市)

環境局長 奥野 照章
環境産業政策室長 垣迫 裕俊
環境産業政策室主幹 谷上 昇

5 議事概要

(1) 環境局長あいさつ

(2) 出席者紹介〔資料1〕

- ・ 浅野顧問あいさつ
- ・ 環境省あいさつ
- ・ 環境事業団あいさつ

(3) 北九州市PCB処理監視委員会について

- ・ 監視委員会の概要について〔資料2〕を事務局が説明
- ・ 委員長 浅岡委員、副委員長 稲永委員とすることを確認

(4) 議事

ア これまでの経緯について

- ・〔資料3〕を事務局が説明

イ 北九州PCB廃棄物処理事業について

- ・〔資料4〕を環境事業団が説明
- ・ 収集運搬について、環境省、福岡県が説明

【収集運搬に関する説明要旨】

1 環境省

PCB収集運搬の全国ルール作成に向け、「基本的考え方」を取りまとめている。

[検討体制]

- ・ 13年3月末から
- ・ 学識経験者、自治体、関係省庁、民間収集運搬事業者など

[基本的考え方の内容]

- ・ 国内関連法(廃棄物処理法、消防法、その他運搬にかかる法規) PCB輸送の取り決めであり世界的なルールである「危険物輸送に関する国連勧告」の整理を行った上で、積み込みから収集運搬、積替え保管、積み下ろしの各段階の技術的要素、運搬容器、事故が起こったときの対応方法、容器・運搬車両などの維持管理

の方策、運行管理の方法・考え方について取りまとめる。

- ・ 基本的考え方の中では、課題として整理するに止まる部分があり、この点については、その後のガイドラインで取りまとめる。

[今後のスケジュール]

- ・ 「基本的考え方」は、3月上旬の中央環境審議会廃棄物処理基準等専門委員会で報告する予定
- ・ 専門委員会に報告した時点で、北九州市にも伝える。
- ・ 16年の12月の操業開始に影響のないよう、できる限り早く課題を整理し、まとめていきたい。

北九州事業をモデルに、拠点的处理施設に集中的に搬入されるPCB廃棄物について、運行状況をリアルタイムで管理し、情報を公開するシステムを構築する。(14年度～16年度)

収集運搬に係る今後の取り組みについては、今後とも監視委員会に対して報告していきたい。

2 福岡県

13年10月のPCB処理施設の立地決定を踏まえ、北九州市、環境事業団、岡山県以西の17県で広域運搬調整協議会を設置した。

広域運搬調整協議会では、保管、収集、運搬の安全性に関して17県の地域的な状況などを踏まえ、具体的な方策について検討する。

討議内容

【処理方式について】

委員

Q： 北九州事業では、脱塩素化法と光分解法とが採用されるが、その根拠、最優先されたファクター（要因）は何か。

環境事業団

A： 第1期の処理対象物は高圧トランス及び高圧コンデンサに限定されており、適切な前処理を組み合わせることにより、脱塩素化分解、又は光分解で確実な処理が行える。

また、バッチ確認が容易かつ確実に行える方式という条件から、脱塩素化、光分解が優れていると判断した。

さらに、常温常圧に近い状態で行う脱塩素化、光分解が、第1期においては適しているという結論を得た。

委員

Q： PCBを処理してピフェニルにすることだが、それよりも燃やして二酸化炭素と水に分解することが最も簡単な方法だと思う。

環境事業団

A： 焼却方式の議論は、環境事業団の事業検討委員会でもあった。二酸化炭素、水に直接分解する焼却方式を取ることは外し、化学処理の中で考えた。

委員

Q： 脱塩素化分解、光分解について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。
環境事業団

A： PCBは、炭素と水素で出来ているビフェニル基に塩素がついているものであり、この塩素を取ることが基本的な方法である。

脱塩素化分解は、化学処理により、その塩素を外す仕組みであり、塩素を外すには、アルカリ材を反応させ、ビフェニルにする。

光分解は、紫外線を照射して、そのエネルギーで、塩素を取る仕組みである。

委員

Q： 第2期事業についても化学的処理になるのか。

環境事業団

A： 第2期事業についても、化学処理方式を考えている。北九州市分のPCBを処理する第1期事業が終了した時点で中間的な総括をし、第2期事業を行うことになっている。

顧問

A： 焼却処理も認められた方法である。処理方式の採用にあたっては安全性検討委員会でも議論となったが、市民の印象など様々な問題が考えられる。

従って、ある種の政策決定的な要素があるが、化学処理の方がより合意を得やすいということということで、この拠点処理では、化学処理方式という結論が出ている。

【処理後の排出基準について】

委員

Q： 卒業判定基準はPCBだけとなっているが、脱塩素化分解や光分解であっても、他の副生成物が発生すると思われるが、これらの排出する際の基準はどうなっているのか。

環境事業団

A： 第1期プラントは、初めて環境事業団で作る広域的な処理施設であることから、常温常圧に近い方法を採用した。

脱塩素化分解や光分解はバッチ処理を行い、反応層にあるPCBについて卒業判定を行う。

副生成物については、試運転期間に、ダイオキシン類、ヒドロキシ塩素化ビフェニルについて測定し、処理済み物に含まれていないことを確認する。それぞれの設備から出てくるガスや処理後の油だけではなく、その他についても確認することの検討を進めている。

分析手法は、公定分析法は約1週間かかるので、早く、迅速にできるオンライン迅速分析の検討を行っている。

これらは、採用する前に十分な検討をして、試運転期間において上手くできるか検証した上で、実処理で使いたいと考えている。

【処理後物の処理について】

委員

Q： リサイクルできるものは極力リサイクルするとの説明があったが、処理後物を処理する施設の検討をしているかお聞きしたい。

環境事業団

A： リサイクルするのは、PCBが中に染み込まない鉄容器や鉄芯である。これらは大きな重量を占めている。表面にPCBが残っていないか検査(卒業判定)をした後、リサイクルする。

一方、再生油や塩などは、法律の規制をクリアさせる。現在、技術提案の段階であるが、処理後物の油や塩などの処理についても、業者選定の基準項目に入れている。

【収集運搬について】

委員

Q： 施設能力を超えて運び込まれたPCBは保管されるが、運び込まれたPCBの保管は、輸送、施設の端境となる。事故は、端境で起こりやすい。また、最終的に、「吸着剤を使って処理します。大気に出しません。」と言っているが、吸着材や液も廃棄物になる。

能力を超えて運び込まれたものや、管理分について、どういう対策を採るのか。

環境事業団

A： 環境事業団だけでは、解決が難しい問題である。17県協議会と相談しながら、対応する必要がある。環境事業団では、受け入れ条件、受け入れ計画を定め、それに併せて計画的な搬入が行われるような調整を、17県の協力を得ながら行う必要がある。また、北九州市内分の2年間は、北九州市の協力を得ながら行う必要がある。

【処理の責任について】

委員

Q： この事業は、国の施策として行われるので、住民の不安を解消するために、最終的には国が責任を持つことをはっきりさせていただきたい。

環境省

A： 環境事業団の行う処理事業については、環境省に監督責任がある。事業団が、一義的な責任を負うが、国は監督する立場での責任を負う。

運搬過程については、国の機関が収集運搬を行うわけではないので、国は、各事業者の責任を明確にしていくことになる。

また、収集運搬に関しては、各県、17県が協議調整する場を設けつつ、責任体制を明確化するよう、国はコーディネートしていくと認識している。

【他の地域の状況について】

委員

Q： 処理施設立地について、環境省が打診している他の地域の状況を教えて欲しい。

環境省

A： 大阪市は、昨年6月の段階で、市内に環境事業団による処理施設が立地することについて正式に表明した。現在、大阪市内の具体的な場所について検討している。

また、東海地方、関東地方、北陸、東北・北海道のブロックごとに、環境事業団による施設を立地したいと考えており、1カ所ないし2カ所で施設を立地する方向で、関係自治体と調整している段階である。

東海地方については、豊田市に内々に立地をお願いしている。現時点では、愛知県や豊田市から最終的な回答はない。

委員

Q： 豊田市や大阪市で事業が進捗していると聞いたが、なぜ、北九州市だけがスムーズに立地が決まったのか。

事務局

A： 決してスムーズではなかったと思う。今回の事業については、国からの要請を受け、市民の皆さんにも説明した。その際、叱咤、激励された部分もある。幅広い議論をいただいた結果の積み重ねである。他の自治体にはそれぞれの事情があり、結果として立地が決まったただけであり、市民の皆さんや市議会にしっかり議論いただいた結果だのご理解いただければと考えている。

【安全性について】

委員

O： 本事業に関しては、絶対の安全はなく、安全性の限界を捉えるべきである。処理の安全性を確保する点から、「処理の安全性の限界を極め、その限界を明らかにすること。その限界に対して、補完をするために情報を積極的に皆さんに提供していく。」との考え方で臨むべきである。

その意味で、安全性には限界があるので積極的に情報公開してみんなで作っていくこと、「リスクマネジメント」「リスクコミュニケーション」を理解すべきだと考える。

(「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画(参考資料(2))」の「8 その他の事業に関する重要事項 (1)」を指して)

ウ 今後の活動について

・〔資料5〕を北九州市が説明

(5) その他委員の発言

【安全性について】

委員

○： まず第一に考えるのは、やはり安全である。最終的な責任は国が取るということだが、命が失われたり事故が起こった場合に国が責任を取っても、どうしようもない。

若松に住んでおり、またエコタウン地区の近くに住んでいるので、安全を第一にお願いしたい。

【処理の期間について】

委員

○： 責任が果たせるような体制で進んでいきたいと考えている。

10年間で事業が終了するとのことだが、本当に10年間で終わるのかと感じている。

(6) 委員長まとめ

今回の委員会は時間がなく、具体的な議論等が十分深まったとは言えないので、技術に関する議論を深めていく方策を取りたい。委員会とは別に議論する場を設けようと考えている。事務局と相談して検討していくので、お任せ願いたい。

以 上